

令和 3 年 7 月 6 日
都市整備局都心再生課

旧市庁舎街区活用事業における景観形成について（審議）

1 旧市庁舎街区活用事業のこれまでの経緯等（資料 1 - 2）

2 計画概要（資料 1 - 3）

3 景観形成の考え方

(1) 遠景

【関内地区全域の行為指針】

- 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する
- 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する

【関内駅前特定地区の行為指針（変更の原案）】

- 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する
 - 駅側から大幅にセットバックし、駅前から視認できる配置とし、また、建物の太さを絞ることで空の広さを生み出す平面外形としています。
 - 頂部に向かってPC外壁の見附幅を段階的に細くすることで、低層部と対比的に上昇感と透明感が創出されています。
 - 遠景に対して、高層棟の見附幅を約 50m程度とし、各方向への圧迫感と長大感を軽減しています。
 - 外壁面の分節位置をコーナーから少し廻りこんだ位置に配置することにより、4面が異なる表情を創出し、外壁の長大感を軽減しています。

(2) 近景

【関内地区全域の行為指針】

- 通りの低層部の設えを工夫して、連続性のある賑わいを創出する
- 関内地区の街並みの特徴を生かす

【関内駅前特定地区の行為指針（変更の原案）】

- 周囲の街並みと調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格や、商業機能等による活気と賑わいのある空間を形成する
- 関内駅前特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する
 - 周囲の道路に対し低層建物を張り出し、店舗が連なり親しみやすいヒューマンスケールな街並みを創出することで、多様なアクティビティを生み出す計画となっています
 - 31mラインを意識した中低層部分が周辺の街並みと調和し、また、高層棟をセットバックさせることで歩行者の視点からの圧迫感を軽減していますが、細部のデザインについては、引き続き協議していきます。
 - みなと大通り側に増築するみなとテラスは、曲線のデザインを用いることで、行政棟との対比、横浜スタジアムとの調和が表現されています。

(3) 緑の配置と演出

【関内地区全域の行為指針】

- 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する
 - 既存樹木の保全と立体的な緑化を実施し、広場機能に応じた緑陰を生み出すことで、賑わいや滞留を演出する空間を創出しています。
 - 植栽計画及び外構計画の詳細については、引き続き協議していきます。

(4) 広場

【関内地区全域の行為指針】

- 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する

【関内駅前特定地区の行為指針（変更の原案）】

- 関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とゆとりある街路空間を形成する
 - 駅前、屋内、屋上の3種類の広場で構成する駅前空間「関内フロント」を整備し、多様なアクティビティがあふれる新たな街の顔を創出しています。
 - 周辺街区の特徴に合わせた利用方法と規模の異なる広場空間を街区の4隅に配し、敷地内外に人を誘引する計画となっています。
 - 街区内は、ヒューマンスケールの広場を連鎖させて全体をつないでいくランドスケープとすることで、大小異なるスケールの人の居場所を創出しています。

(5) 歩行者動線

【関内地区全域の行為指針】

- ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する

【関内駅前特定地区の行為指針（変更の原案）】

- 大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間を形成する
 - 街へとつながり、都市軸を強化する歩行者空間を地上と2階レベルに設け、周辺街区との回遊性を高めています。
 - みなと大通り側は壁面後退(2.5m)及び歩道状空地を確保し、歩道と一体的に利用することで、賑わいが滲みだす場としています。
 - くすのきモールと尾上町通りを中心に緑の軸線を形成していますが、賑わいの滲みだしや設えについては引き続き協議していきます。

(6) 旧市庁舎建物の活用

【関内地区全域の行為指針】

- ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす
 - 歴史的景観を形成する「行政棟」及び緑の軸線を構成する「くすのき広場」を現位置で保存し、横浜らしい街並み景観を形成しています。
 - 低層部は水平ラインを基調としたデザインとすることで、行政棟の格子状フレームに調和させ、街並みの連続性を高めています。
 - 旧横浜市庁舎の内装材等の保存活用については、**引き続き協議**していきます。

(7) その他

【関内地区全域の行為指針】

- 関内地区の新しい魅力を創造する
- 秩序ある広告景観を形成する

【関内駅前特定地区の行為指針（変更の原案）】

- 屋外広告物は、関内駅南口及びみなと大通りに面して魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。
 - 関内駅周辺地区のまちづくりのテーマである「国際的な産学連携」「観光・集客」に資する機能の導入が図られています。
 - 夜間景観については、**引き続き協議**していきます。
 - 広告景観については、**引き続き協議**していきます。